

天草不知火海区における  
漁場計画（免許の内容等）

～天草～



漁場計画番号 天定第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 定置漁業 ぶり・あじ落網漁業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度16分52秒、東経129度58分37.7秒  
イ 北緯32度16分18.9秒、東経129度58分8.3秒  
ウ 北緯32度16分11.4秒、東経129度58分8.4秒  
エ 北緯32度16分3.2秒、東経129度58分41.4秒  
オ 北緯32度16分5.9秒、東経129度58分53.2秒  
カ 北緯32度16分16.5秒、東経129度59分11.1秒

2 地元地区 天草市天草町

漁場計画番号 天定第2号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 定置漁業 ぶり・あじ落網漁業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第407号(天草市天草町大江須賀無田一枚瀬)  
ア 基点1と天草市天草町大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3度・490メートルのところ  
イ 基点1と大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ53度30分・745メートルのところ  
ウ 基点1と大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・540メートルのところ

2 地元地区 天草市天草町大江

漁場計画番号 天区第31号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
基点2 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・390メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ85度・280メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ77度・130メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ26度・310メートルのところ

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第32号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度24分20.3秒、東経130度20分50秒

- イ 北緯 32 度 24 分 13.8 秒、東経 130 度 20 分 49.1 秒
- ウ 北緯 32 度 24 分 12.1 秒、東経 130 度 21 分 0.4 秒
- エ 北緯 32 度 24 分 18.5 秒、東経 130 度 21 分 1.4 秒

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 33 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯 32 度 24 分 56 秒、東経 130 度 20 分 58.8 秒
  - イ 北緯 32 度 24 分 56 秒、東経 130 度 21 分
  - ウ 北緯 32 度 24 分 50.8 秒、東経 130 度 20 度 59.5 秒
  - エ 北緯 32 度 24 分 50.8 秒、東経 130 度 20 分 58.4 秒

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 209 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 422 号（熊本県漁場基点天第 38 号（上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端（西大維橋橋脚台北側角基部））と天第 35 号（横島南西端）を見通した線から天第 38 号を基点として右へ 153 度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のくるまえび養殖場護岸と交わるころ）

基点 2 熊本県漁場基点天第 38 号

ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 231 度・348 メートルのところ

イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 236 度 40 分・208 メートルのところ

ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 236 度 40 分・210 メートルのところ

エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 191 度 30 分・280 メートルのところ

オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 191 度 30 分・290 メートルのところ

カ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 203 度 25 分・390 メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第 223 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ116度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点天第51号

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ168度・95メートルの場所

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ190度30分・55メートルの場所

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ185度・50メートルの場所

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度・30メートルの場所

2 地元区域 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第228号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)

基点2 熊本県漁場基点天第86号(上天草市松島町兄弟島北西側小島頂点)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ124度40分・735メートルの場所

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ132度5分・630メートルの場所

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ136度30分・692メートルの場所

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ132度30分・755メートルの場所

2 地元地区 上天草市松島町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第248号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第289号(上天草市大矢野町維和字梅の木2763番地北西角)

基点2 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野町維和茶臼島頂点)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ232度25分・70メートルの場所

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・138メートルの場所

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ317度30分・150メートルの場所

- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ308度55分・165メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度・125メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第249号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第293号(上天草市大矢野町維和字千崎北端)

基点2 熊本県漁場基点火第3号(宇城市三角町兜島山頂標柱)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ92度15分・130メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ82度10分・120メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ97度20分・25メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ140度20分・30メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第250号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、基点1及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第423号(熊本県漁場基点天第39号(上天草市大矢野町野牛島北端)と天第40号(上天草市大矢野町登立治郎田鼻突堤東側突端)を見通した線から天第39号を基点として右へ326度45分の線が上天草市大矢野町登立治郎田地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点火第39号

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ227度40分・195メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ294度30分・130メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ184度10分・120メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第251号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第424号(熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)と天第284号(上天草市大矢野町塔ノ崎北西端)を見通した線から天第43号を基点として右へ4度30分の線が塔ノ崎北側くるまえび養殖場北側護岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点天第43号

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度50分・430メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ344度5分・420メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ349度5分・320メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度20分・250メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度5分・230メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ315度・380メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第252号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先

(4) 漁場の区域 次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第333号(熊本県漁場基点天第28号(上天草市大矢野町中ヤトリ瀬東側突端と熊本県漁場基点天第27号(上天草市大矢野町中ヤトリ瀬西側突端)を見通した線から同突端を基点として右へ173度165.5メートルのところ)とヤトリ瀬東側鼻を見通した線から天第28号を基点として右へ202度45分の線が上天草市松島町永浦島の陸岸と交わるころ)

基点2 熊本県漁場基点天第28号

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ35度15分・315メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ20度・315メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第310号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁業の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ116度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わるころ)

基点2 熊本県漁場基点天第51号

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ182度25分・127メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ193度25分・120メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ227度・95メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度20分・84メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度・30メートルのところ

ところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ185度・50メートルのところ

キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ190度30分・55メートルのところ

ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ168度・95メートルのところ

2 地元区域 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第401号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くらまぐろ小割式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度11分3.6秒、東経130度3分6.5秒

イ 北緯32度10分45秒、東経130度3分26.2秒

ウ 北緯32度10分35.9秒、東経130度3分14.2秒

エ 北緯32度10分40.7秒、東経130度3分9.1秒

オ 北緯32度10分36.6秒、東経130度3分3.7秒

カ 北緯32度10分52.5秒、東経130度2分46.9秒

キ 北緯32度10分58.2秒、東経130度2分54.3秒

ク 北緯32度10分56秒、東経130度2分56.6秒

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。

(3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。

(4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。

ただし、生け簀の総面積が28,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

形状：正方形

規格：40メートル角

台数：18台

(5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

漁場計画番号 天区第402号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くらまぐろ小割式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒

イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒

ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒

エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒

オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒

カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒

2 地元地区 天草市新和町

### 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が126,620平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：長円形  
規格：長径58メートル及び短径52メートル  
台数：52台

#### 漁場計画番号 天区第403号

##### 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くらまぐろ小割式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））  
ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ  
イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ  
ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ  
エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ

##### 2 地元地区 天草市栖本町

##### 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が19,625平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：円形  
規格：直径50メートル  
台数：10台
- (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

#### 漁場計画番号 天区第404号

##### 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くらまぐろ小割式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））  
ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メートルのところ  
イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ  
ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度3

0分・620メートルのところ

エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が15,700平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：円形  
規格：直径50メートル  
台数：8台
- (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

漁場計画番号 天区第501号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）  
ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ44度・400メートルのところ  
イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ29度・670メートルのところ  
ウ 基点1から手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ53度・890メートルのところ  
エ 基点1から手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ71度・710メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、12,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第502号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）  
ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・190メートルのところ  
イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・295メートルのところ  
ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・300メートルのところ

エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ30度30分・195メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,629平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第503号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第23号（上天草市大矢野町野中江後北端）  
ア 基点1から真方位328度23分・1,000メートルのところ  
イ 基点1から真方位318度23分・1,120メートルのところ  
ウ 基点1から真方位323度23分・1,240メートルのところ  
エ 基点1から真方位332度23分・1,130メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第504号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第22号（上天草市大矢野町江樋戸港防波堤灯台）  
ア 基点1と上天草市大矢野町鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ2度55分・972メートルのところ  
イ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・940メートルのところ  
ウ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1,037メートルのところ  
エ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・1,060メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,104平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第505号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第26号(上天草市大矢野町中満越鼻突端)  
ア 基点1と上天草市大矢野町小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・545メートルのところ  
イ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・550メートルのところ  
ウ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・670メートルのところ  
エ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・665メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,304平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第506号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第26号(上天草市大矢野町中満越鼻突端)  
ア 基点1と上天草市大矢野町永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・150メートルのところ  
イ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ298度・50メートルのところ  
ウ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・250メートルのところ  
エ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・360メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第507号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端)  
ア 基点1と上天草市大矢野町手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度16分・587メートルのところ  
イ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度33分・443メートルのところ  
ウ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・440メートルのところ

エ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度・585メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、1,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第508号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第46号（上天草市大矢野町茶臼島頂点）  
基点2 基点1と宇城市三角町荷島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ219度24分・150メートルのところ（上天草市大矢野町維和字梅の木防波堤）  
ア 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ292度17分・63メートルのところ  
イ 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ311度7分・158メートルのところ  
ウ 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ281度26分・206メートルのところ  
エ 基点2と荷島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ250度49分・146メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、1,100平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第509号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第306号（熊本県漁場基点天第36号（上天草市大矢野町横島中鼻東端）と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第36号を基点として右へ259度52分の線が上天草市大矢野町小太夫の陸岸と交わるところ）  
ア 基点1と上天草市大矢野町貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度20分・107メートルのところ  
イ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ25度3分・161メートルのところ  
ウ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ342度57分・119メートルのところ  
エ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ299度27分・14メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、982平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第510号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第321号（熊本県漁場基点天第51号（上天草市大矢野町笹島北端）と天第36号（上天草市大矢野町横島中鼻東端）を見通した線から天第51号を基点として右へ166度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わるところ）

ア 基点1と上天草市大矢野町薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ93度56分・412メートルのところ

イ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ10度・260メートルのところ

ウ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ344度・145メートルのところ

エ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ111度・350メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、5,666平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第511号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第76号（上天草市松島町横島西端）

ア 基点1から上天草市松島町樋合島南端を見通した線上、基点1から350メートルのところ

イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・520メートルのところ

ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・605メートルのところ

エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度30分・465メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町（阿村を除く）及び天草市有明町楠甫

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、2,900平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第512号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

く)

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・270メートルのところ  
ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・305メートルのところ  
エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・240メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,833平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第513号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ346度15分・905メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度15分・1,120メートルのところ  
ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・1,170メートルのところ  
エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・960メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,500平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第516号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町軍ヶ浦矢寄鼻東端)  
ア 基点1から真方位56度26分・280メートルのところ  
イ 基点1から真方位96度45分・540メートルのところ  
ウ 基点1から真方位141度・480メートルのところ

エ 基点1から真方位171度15分・165メートルのところ

2 地元地区 天草市天草町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,396平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第517号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第389号（天草市天草町軍ヶ浦漁港西防波堤基部南側角）  
ア 基点1と天草市天草町大江軍ヶ浦下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度45分・110メートルのところ  
イ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・215メートルのところ  
ウ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・185メートルのところ  
エ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・35メートルのところ

2 地元地区 天草市天草町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、564平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第518号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第388号（天草市天草町軍ヶ浦ワリ瀬の中央）  
ア 基点1と天草市河浦町崎津番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・205メートルのところ  
イ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ13度・415メートルのところ  
ウ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・365メートルのところ  
エ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ61度45分・65メートルのところ

2 地元地区 天草市天草町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,368平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第519号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

く)

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第138号(天草市河浦町崎津鳴瀬鼻西端)  
ア 基点1と天草市二浦町五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・841メートルのところ  
イ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ349度50分・985メートルのところ  
ウ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・1,009メートルのところ  
エ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ9度50分・836メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,112平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第520号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第159の1号(天草市茂串ヨンガ鼻東端)  
ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度45分・835メートルのところ  
イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度28分・607メートルのところ  
ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・590メートルのところ  
エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・705メートルのところ  
オ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・780メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第521号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第159の1号(天草市茂串ヨンガ鼻東端)  
ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30

分・500メートルのところ

イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・515メートルのところ

ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ27度30分・420メートルのところ

エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・405メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,200平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第522号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第164号（天草市下須島白瀬防波堤東端）

ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ302度・555メートルのところ

イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ315度・565メートルのところ

ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ319度2分・415メートルのところ

エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ301度14分・402メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第523号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第164号（天草市下須島白瀬防波堤東端）

ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ30度30分・40メートルのところ

イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度・140メートルのところ

ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ88度30分・835メートルのところ

エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ100度・850メートルのところ

オ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ126度30分・215

メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、34,100平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第524号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第162号（天草市下須島馬込鼻北端）  
ア 基点1と天草市牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ88度15分・385メートルのところ  
イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ79度30分・450メートルのところ  
ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ94度15分・605メートルのところ  
エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ102度・555メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,300平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第525号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第160号（天草市下須島下の倉南東端）  
ア 基点1と天草市法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ18度・215メートルのところ  
イ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ62度・240メートルのところ  
ウ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ78度・155メートルのところ  
エ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ150度・165メートルのところ  
オ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ157度30分・135メートルのところ  
カ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ127度30分・90メートルのところ  
キ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ122度30分・25メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第527号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第164号（天草市下須島白瀬防波堤東端）  
ア 基点1から真方位52度25分・1,390メートルのところ  
イ 基点1から真方位45度10分・1,045メートルのところ  
ウ 基点1から真方位18度45分・1,490メートルのところ  
エ 基点1から真方位25度8分・1,641メートルのところ  
オ 基点1から真方位32度27分・1,471メートルのところ  
カ 基点1から真方位37度55分・1,575メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、21,754平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第528号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第170号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）  
ア 基点1と天草市久玉町山の浦黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度・570メートルのところ  
イ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度30分・610メートルのところ  
ウ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・430メートルのところ  
エ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・370メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、4,106平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第529号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市久玉町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端)

ア 基点1から真方位2度55分・490メートルのところ

イ 基点1から真方位21度40分・485メートルのところ

ウ 基点1から真方位22度40分・430メートルのところ

エ 基点1から真方位9度40分・300メートルのところ

オ 基点1から真方位346度10分・330メートルのところ

カ 基点1から真方位351度10分・420メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、4,160平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第530号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市久玉町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第171号(天草市久玉町山の浦小金ケ鼻南端)

ア 基点1と天草市久玉町山の浦八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・425メートルのところ

イ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・545メートルのところ

ウ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・560メートルのところ

エ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・440メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(3) 敷設する生け簀の面積は、1,570平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第531号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第391号(天草市深海町浅海小金ケ鼻北西端)

ア 基点1と天草市深海町保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度45分・405メートルのところ

イ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ250度・85メートルのところ

ウ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ271度30分・215メートルのところ

エ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度45分・450メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8, 268平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第533号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第175号（天草市深海町オテガ鼻突端）  
ア 基点1から真方位332度50分・107メートルのところ  
イ 基点1から真方位249度20分・320メートルのところ  
ウ 基点1から真方位278度50分・525メートルのところ  
エ 基点1から真方位315度35分・440メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、5, 892平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第534号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第177号（天草市深海漁港東側防波堤取付基部から59.4メートルのところ）  
ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ104度・610メートルのところ  
イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ86度・280メートルのところ  
ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ58度・440メートルのところ  
エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・540メートルのところ  
オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ80度・730メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8, 704平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第535号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第177号（天草市深海漁港東側防波堤取付基部から594メートルのところ）  
ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度・270メートルのところ  
イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度30分・470メートルのところ  
ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・550メートルのところ  
エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ343度・540メートルのところ  
オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・270メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,655平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第536号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第175号（天草市深海町オテガ鼻北端）  
ア 基点1と天草市深海町深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度・425メートルのところ  
イ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ28度・580メートルのところ  
ウ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・580メートルのところ  
エ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・425メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、1,239平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第537号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第394号(天草市下平漁港1号防波堤突端)  
ア 基点1と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・235メートルのところ  
イ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・355メートルのところ  
ウ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・335メートルのところ  
エ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・203メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
(4) 敷設する生け簀の面積は、800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第539号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)  
ア 基点1と天草市深海町産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・170メートルのところ  
イ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・260メートルのところ  
ウ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ19度15分・320メートルのところ  
エ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ56度33分・682メートルのところ  
オ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ68度55分・633メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
(4) 敷設する生け簀の面積は、6,372平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第540号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第187号(天草市河浦町宮野河内野崎南端)  
ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度25分・709メートルのところ  
イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度30分・848

メートルのところ

ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ341度55分・1, 102メートルのところ

エ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ3度50分・1, 002メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、12, 963平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第541号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第187号（天草市河浦町宮野河内野崎南端）

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1, 023メートルのところ

イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度50分・747メートルのところ

ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・1, 047メートルのところ

エ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ29度45分・1, 286メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、7, 208平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第542号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第184号（天草市河浦町宮野河内丸山鼻北西端）

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度・1, 165メートルのところ

イ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・1, 465メートルのところ

ウ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・1, 300メートルのところ

エ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・950メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、11,381平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第543号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第189号（天草市新和町親崎南端）  
ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ38度・550メートルのところ  
イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度30分・740メートルのところ  
ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ50度17分・852メートルのところ  
エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ59度24分・695メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8,715平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第544号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第189号（天草市新和町親崎南端）  
ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ65度・810メートルのところ  
イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ56度15分・960メートルのところ  
ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・1,065メートルのところ  
エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ71度30分・920メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、4,279平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第545号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

く)

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)

ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度5分・762メートルのところ

イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・730メートルのところ

ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・1,010メートルのところ

エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ299度30分・1,090メートルのところ

オ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・860メートルのところ

カ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度25分・897メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、9,501平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第546号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第214号(天草市戸崎漁港東側防波堤基部から南へ30.6メートルのところ)

ア 基点1と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・1,195メートルのところ

イ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ312度30分・1,140メートルのところ

ウ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度・1,730メートルのところ

エ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・1,770メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、10,775平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第547号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒

- イ 北緯 32 度 20 分 18.4 秒、東経 130 度 13 分 38.6 秒
- ウ 北緯 32 度 20 分 32.6 秒、東経 130 度 13 分 10.3 秒
- エ 北緯 32 度 21 分 43.4 秒、東経 130 度 13 分 59.7 秒
- オ 北緯 32 度 21 分 38.3 秒、東経 130 度 14 分 9.9 秒
- カ 北緯 32 度 22 分 13.7 秒、東経 130 度 14 分 34.6 秒

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、68,180 平方メートルを超えてはならない。
- (3) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (4) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1 年分を翌年 2 月末日までに県に報告しなければならない。

漁場計画番号 天区第 548 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 396 号（天草市下血塚島西端）  
ア 基点 1 と天草市下浦町戸の崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 81 度 30 分・382 メートルのところ  
イ 基点 1 と戸の崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 76 度 3 分・123 メートルのところ  
ウ 基点 1 と戸の崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 度 49 分・588 メートルのところ  
エ 基点 1 と戸の崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 22 度 15 分・665 メートルのところ

2 地元地区 天草市楠浦町及び下浦町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、12,096 平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第 549 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 216 号（天草市栖本町白戸漁港南側防波堤基部から南側防波堤に沿って 40 メートルのところ）  
ア 基点 1 と天草市栖本町柳田防波堤突端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 度 55 分・587 メートルのところ  
イ 基点 1 と柳田防波堤突端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 25 度 35 分・677 メートルのところ  
ウ 基点 1 と柳田防波堤突端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 54 度・450 メートルのところ  
エ 基点 1 と柳田防波堤突端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 20 度 30 分・220 メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな

い。

- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,600平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第550号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））  
ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ  
イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ  
ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ  
エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、39,250平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第551号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））  
ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メートルのところ  
イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ  
ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのところ  
エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、31,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第552号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町古江地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第218号(天草市栖本町沖の瀬鼻)  
ア 基点1と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ62度・110メートルのところ  
イ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ323度・100メートルのところ  
ウ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ347度・185メートルのところ  
エ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ36度30分・190メートルのところ

2 地元地区 天草市栖本町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
(4) 敷設する生け簀の面積は、600平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第553号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第397号(天草市倉岳町落人鼻東端)  
ア 基点1と天草市倉岳町平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ212度20分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所  
イ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ300度・380メートルのところ  
ウ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ19度・250メートルのところ  
エ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ199度の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
(3) 敷設する生け簀の面積は、5,952平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第554号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度23分42.2秒、東経130度19分53.6秒  
イ 北緯32度23分29.8秒、東経130度19分49.1秒  
ウ 北緯32度23分26.2秒、東経130度19分59.8秒  
エ 北緯32度23分38.6秒、東経130度20分4.3秒

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(3) 敷設する生け簀の面積は、12,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第555号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第228号（上天草市龍ヶ岳町横島北端）

ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ133度5分・1,022メートルのところ

イ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ120度30分・1,008メートルのところ

ウ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ121度5分・1,118メートルのところ

エ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ134度30分・1,141メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、7,267平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第556号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第402号（上天草市龍ヶ岳町赤崎大道漁港（赤崎地区）南側埋立地西端）

ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町大道横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ1度30分・820メートルのところ

イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ4度30分・710メートルのところ

ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ338度15分・625メートルのところ

エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・780メートルのところ

オ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・760メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、7,317平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第557号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端)

ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・260メートルのところ

イ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ43度15分・425メートルのところ

ウ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ95度・575メートルのところ

エ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ108度15分・540メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、19,371平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第558号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端)

ア イから基点1を見通した線からイを基点として右へ73度の線が上天草市龍ヶ岳町大道楠森島の陸岸と交わるところ

イ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・1,375メートルのところ

ウ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ53度15分・930メートルのところ

エ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度・960メートルのところ

オ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度の線が楠森島の陸岸と交わるところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 楠森島への航行に支障がないように配慮しなければならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、12,778平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第559号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市倉岳町宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台と上天草市龍ヶ岳町瓢箪島西端を見通した線から宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を基点として右へ8度の線が上天草市龍ヶ

岳町大道ダテク島の最大高潮時海岸線と交わるころ

- ア 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ317度・510メートルのところ
- イ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度15分・225メートルのところ
- ウ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ203度・475メートルのところ
- エ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ244度30分・655メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、15,386平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第560号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町高戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第234号（上天草市龍ヶ岳町和田鼻東端）
  - ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・220メートルのところ
  - イ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・505メートルのところ
  - ウ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・630メートルのところ
  - エ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ34度30分・515メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、9,166平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第561号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第301号（上天草市龍ヶ岳町竹島北側中央部突端）
  - ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町櫛島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度1分12秒・300メートルのところ
  - イ 基点1と櫛島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ68度・250メートルのところ
  - ウ 基点1と櫛島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度45分・15メートルのところ
  - エ 基点1と櫛島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ242度15分・270メートルのところ

オ 基点1と柵島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ277度12分・360メートルのところ

カ 基点1と柵島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度45分・190メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,900平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第562号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第251号（天草市御所浦町横浦島割石鼻北東端）

ア 基点1から真方位41度30分・279メートルのところ

イ 基点1から真方位53度27分・464メートルのところ

ウ 基点1から真方位72度45分・448メートルのところ

エ 基点1から真方位73度45分・249メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第564号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第255号（天草市御所浦町牧島グミノキ崎南端）

ア 基点1と天草市御所浦町串ヶ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ316度30分・1,059メートルのところ

イ 基点1と串ヶ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ304度30分・1,272メートルのところ

ウ 基点1と串ヶ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ306度50分・1,328メートルのところ

エ 基点1と串ヶ崎南西端を見通した線から基点1を基点として右へ318度35分・1,124メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,500平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第565号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第269号（天草市御所浦町本郷辻の下西端）
    - 基点2 熊本県漁場基点天第271号（天草市御所浦町眉島北端）
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ1度50分・589メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ356度45分・488メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ341度45分・577メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度30分・668メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (4) 敷設する生け簀の面積は、1,700平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第566号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第272の2号（天草市御所浦町本郷港1号防波堤灯台）
    - ア 基点1と天草市御所浦町眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ261度・125メートルのところ
    - イ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ293度・625メートルのところ
    - ウ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ301度・620メートルのところ
    - エ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ307度・410メートルのところ
    - オ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・110メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、3,384平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第568号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第274号（天草市御所浦町箱崎南端）
    - ア 基点1と天草市御所浦町弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ19度

20分・351メートルのところ

イ 基点1と弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ8度・550メートルのところ

ウ 基点1と弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ27度・668メートルのところ

エ 基点1と弁天島東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度10分・511メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、3,284平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第569号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第275号（天草市御所浦町元浦中津鼻西端）

ア 基点1と天草市御所浦町弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分・615メートルのところ

イ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ94度・285メートルのところ

ウ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ289度30分・280メートルのところ

エ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ317度52分・343メートルのところ

オ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ13度・245メートルのところ

カ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ78度45分・520メートルのところ

キ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ93度15分・625メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、6,028平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第570号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第278号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）

ア 基点1と天草市御所浦町弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度21分・520メートルのところ

イ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ352度・870メ

ートルのところ

ウ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・865メートルのところ

エ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・965メートルのところ

オ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ358度24分・960メートルのところ

カ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ356度26分・506メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,076平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第571号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第369号（天草市御所浦町大平島北西端）

ア 基点1と天草市御所浦町竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ316度・110メートルのところ

イ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度30分・30メートルのところ

ウ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ238度15分・125メートルのところ

エ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ267度15分・160メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、976平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第572号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第278号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）

ア 基点1から真方位341度5分・1,074メートルのところ

イ 基点1から真方位319度21分・792メートルのところ

ウ 基点1から真方位309度46分・1,158メートルのところ

エ 基点1から真方位327度55分・1,368メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、19,616平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第573号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第278号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）  
ア 基点1と天草市御所浦町大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・908メートルのところ  
イ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・886メートルのところ  
ウ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度20分・1,135メートルのところ  
エ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分・1,149メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、3,324平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第574号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 天草市御所浦町嵐口前島北東端  
ア 基点1と天草市御所浦町嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ256度30分・295メートルのところ  
イ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ283度44分・442メートルのところ  
ウ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ317度18分・354メートルのところ  
エ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度37分・129メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (4) 敷設する生け簀の面積は、7,442平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第581号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、わかめ養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第219の1号（上天草市龍ヶ岳町大道ダテク島南端）  
基点2 熊本県漁場基点天第221号（天草市御所浦町困窮島南端）  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・657メートルのところ

- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・802メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度40分・751メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ25度・537メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、6,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第591号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第253号（天草市御所浦町牧島ヤキ崎北西端）

ア 基点1と天草市御所浦町牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・380メートルのところ

イ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度50分・74メートルのところ

ウ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ312度50分・398メートルのところ

エ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度・538メートルのところ

オ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ346度50分・631メートルのところ

カ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度40分・658メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、21,807平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第592号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第398号（天草市御所浦町猿子島北東端）

ア 基点1から真方位32度31分・34メートルのところ

イ 基点1から真方位84度18分・287メートルのところ

ウ 基点1から真方位117度44分・320メートルのところ

エ 基点1から真方位129度4分・557メートルのところ

オ 基点1から真方位150度15分・591メートルのところ

カ 基点1から真方位158度28分・348メートルのところ

- キ 基点1から真方位165度58分・405メートルのところ
- ク 基点1から真方位191度59分・392メートルのところ
- ケ 基点1から真方位198度56分・224メートルのところ
- コ 基点1から真方位174度49分・141メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、13, 112平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第593号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第365号（天草市御所浦町牧島漁港B防波堤突端）

ア 基点1から真方位72度15分・426メートルのところ

イ 基点1から真方位78度48分・515メートルのところ

ウ 基点1から真方位96度16分・600メートルのところ

エ 基点1から真方位116度55分・418メートルのところ

オ 基点1から真方位185度30分・618メートルのところ

カ 基点1から真方位207度35分・557メートルのところ

キ 基点1から真方位85度45分・149メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、12, 096平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第594号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第363号（天草市御所浦町嵐口漁港4号防波堤東側基部から南東へ防波堤に沿って135メートルの防波堤中央部）

ア 基点1と天草市御所浦町嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度19分・889メートルのところ

イ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ44度16分・579メートルのところ

ウ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ40度35分・392メートルのところ

エ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ341度27分・721メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、24,098平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第595号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第364号（天草市御所浦町嵐口漁港2号防波堤北側基部から西へ防波堤に沿って40メートルの防波堤中央部）  
ア 基点1と天草市御所浦町牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ102度・45メートルのところ  
イ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ23度44分・434メートルのところ  
ウ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ62度45分・600メートルのところ  
エ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ82度・545メートルのところ  
オ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ93度・470メートルのところ

2 地元地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、15,840平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第601号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月10日から11月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第99号（天草市有明町大浦恵比寿鼻北側防波堤東端）  
ア 基点1と天草市有明町竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ96度・155メートルのところ  
イ 基点1と竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ80度・290メートルのところ  
ウ 基点1と竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ108度30分・400メートルのところ  
エ 基点1と竹島北端を見通した線から基点1を基点として右へ129度・310メートルのところ

2 地元地区 天草市有明町大浦、須子及び赤崎

3 制限又は条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 養殖施設は、毎年11月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第602号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月10日から11月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町須子地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第100号(天草市有明町須子漁港西側防波堤北側)  
ア 基点1と天草市有明町黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ104度・105メートルのところ  
イ 基点1と黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ83度・240メートルのところ  
ウ 基点1と黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ101度・285メートルのところ  
エ 基点1と黒島北端を見通した線から基点1を基点として右へ129度30分・185メートルのところ

2 地元地区 天草市有明町大浦、須子及び赤崎

3 制限又は条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(2) 養殖施設は、毎年11月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第611号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり養殖業  
(2) 漁業の時期 1月1日から6月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度18分15.1秒、東経130度2分9.1秒  
イ 北緯32度18分14.2秒、東経130度2分10.1秒  
ウ 北緯32度18分13.1秒、東経130度2分8.2秒  
エ 北緯32度18分14.1秒、東経130度2分7.2秒

2 地元地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第621号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第10号(上天草市大矢野町上七ツ割中鼻北端)  
ア 基点1と上天草市大矢野町上串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ5度30分・725メートルのところ  
イ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ250度30分・640メートルのところ  
ウ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ273度・955メートルのところ  
エ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ352度15分・1,160メートルのところ  
オ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度45分・1,545メートルのところ  
カ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・1,980メートルのところ  
キ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ12度25分・1,650メートルのところ  
ク 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・920

メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第622号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）  
ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ348度・400メートルのところ  
イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ325度・490メートルのところ  
ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ339度30分・745メートルのところ  
エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・690メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第623号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）  
ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ39度45分・890メートルのところ  
イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ16度・1,740メートルのところ  
ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ36度45分・2,190メートルのところ  
エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ49度・1,815メートルのところ  
オ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ44度・1,620メートルのところ  
カ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ57度30分・1,375メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第624号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度37分11.3秒、東経130度26分55.8秒  
イ 北緯32度37分8.5秒、東経130度26分55秒  
ウ 北緯32度36分56.7秒、東経130度27分17.4秒  
エ 北緯32度36分59.4秒、東経130度27分19.3秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第625号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度36分21.4秒、東経130度27分8.5秒  
イ 北緯32度36分18.7秒、東経130度27分13.5秒  
ウ 北緯32度36分26秒、東経130度27分19.5秒  
エ 北緯32度36分28.5秒、東経130度27分15.6秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第626号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度33分52.7秒、東経130度23分54.3秒  
イ 北緯32度33分47.4秒、東経130度23分58秒  
ウ 北緯32度33分49.9秒、東経130度24分2.9秒  
エ 北緯32度33分55.2秒、東経130度23分59.3秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第627号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野町茶臼島頂点)

ア 基点1と上天草市大矢野町登立大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点と

して右へ342度・555メートルのところ

イ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・370メートルのところ

ウ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ334度30分・365メートルのところ

エ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ335度15分・550メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第628号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業

(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野町茶臼島頂点)

ア 基点1と上天草市大矢野町登立大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ332度・1,165メートルのところ

イ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1,000メートルのところ

ウ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ343度30分・825メートルのところ

エ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ340度・795メートルのところ

オ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ335度15分・960メートルのところ

カ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・1,140メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第629号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業

(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町湯島地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第17号(上天草市大矢野町湯島南東端)

基点2 熊本県漁場基点天第18号(上天草市大矢野町湯島南西端)

ア 基点1と上天草市大矢野町野釜島南端を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・300メートルのところ

イ 基点1と野釜島南端を見通した線から基点1を基点として右へ77度・800メートルのところ

ウ 基点2と野釜島南端を見通した線から基点2を基点として右へ85度45分・770メートルのところ

エ 基点2と野釜島南端を見通した線から基点2を基点として右へ90度30分・275メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第630号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町上津深江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分・1, 320メートルのところ  
イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ110度・1, 560メートルのところ  
ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ116度15分・1, 485メートルのところ  
エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ111度30分・1, 225メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第631号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ)  
ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・240メートルのところ  
イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度・300メートルのところ  
ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ71度・220メートルのところ  
エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ70度・120メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第632号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第175号(天草市深海町オテガ鼻北端)  
ア 基点1と天草市深海町深海漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ167度・105メートルのところ

- イ 基点1と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点1を基点として右へ153度15分・155メートルのところ
- ウ 基点1と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点1を基点として右へ197度25分・390メートルのところ
- エ 基点1と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点1を基点として右へ206度・375メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第633号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)  
ア 基点1と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・225メートルのところ  
イ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ57度30分・255メートルのところ  
ウ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ74度30分・635メートルのところ  
エ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・620メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第634号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)  
ア 基点1と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ328度15分・225メートルのところ  
イ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ15度・205メートルのところ  
ウ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・110メートルのところ  
エ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ309度15分・150メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第635号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)  
ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・1,100メートルのところ  
イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1,075メートルのところ  
ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ351度30分・1,225メートルのところ  
エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・1,250メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第636号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
(3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)  
ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度・515メートルのところ  
イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・690メートルのところ  
ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ355度15分・700メートルのところ  
エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・530メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第637号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
(2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
(3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)  
ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ310度・300メートルのところ  
イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・530メートルのところ  
ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・460メートルのところ  
エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・190メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第638号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度24分3.2秒、東経130度20分4.7秒
  - イ 北緯32度24分1.3秒、東経130度20分4.7秒
  - ウ 北緯32度24分1.3秒、東経130度20分5.4秒
  - エ 北緯32度24分3.2秒、東経130度20分5.4秒

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第639号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度23分25.9秒、東経130度19分47.6秒
  - イ 北緯32度23分23.9秒、東経130度19分47.6秒
  - ウ 北緯32度23分23.9秒、東経130度19分48.4秒
  - エ 北緯32度23分25.9秒、東経130度19分48.4秒

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第640号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度22分51.2秒、東経130度26分2.8秒
  - イ 北緯32度22分43.7秒、東経130度25分57.4秒
  - ウ 北緯32度22分39.2秒、東経130度26分6.3秒
  - エ 北緯32度22分46.7秒、東経130度26分11.6秒

2 地元地区 天草市龍ヶ岳町樋島

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第651号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第125号(天草市五和町鬼池シラタケ鼻北東端)
- ア 基点1と天草市五和町宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ31度23分・78メートルのところ
- イ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度51分・56メートルのところ
- ウ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度9分・256メートルのところ
- エ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度37分・254メートルのところ

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第652号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端)
- ア 基点1と天草市五和町鬼池宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1, 255メートルのところ
- イ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 250メートルのところ
- ウ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・45メートルのところ
- エ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・95メートルのところ

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第653号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端)
- ア 基点1と天草市五和町鬼池と同町二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・325メートルのところ
- イ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・330メートルのところ
- ウ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・1, 125メートルのところ
- エ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ5度・1, 125メートルのところ

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第661号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・ひじき養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度32分2秒、東経130度21分58.5秒
  - イ 北緯32度31分55秒、東経130度21分54.2秒
  - ウ 北緯32度31分51.2秒、東経130度22分3.7秒
  - エ 北緯32度31分57.3秒、東経130度22分9.1秒

2 地元地区 天草市有明町大浦

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第662号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・ひじき養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度17分17.4秒、東経130度9分37.2秒
  - イ 北緯32度17分14.4秒、東経130度9分41.7秒
  - ウ 北緯32度17分40秒、東経130度10分5.2秒
  - エ 北緯32度17分43秒、東経130度10分0.7秒

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第671号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・ひおうぎ養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第198号(天草市新和町小島南西端)
  - ア 基点1と天草市新和町横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・530メートルのところ
  - イ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・665メートルのところ
  - ウ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ28度45分・625メートルのところ
  - エ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ21度30分・480メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第672号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・ひおうぎ養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によっ

て囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第199号(天草市新和町小島北東端)

基点2 熊本県漁場基点天第198号(天草市新和町小島南西端)

ア 基点1と天草市新和町横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・85メートルのところ

イ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・500メートルのところ

ウ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ23度・470メートルのところ

エ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ28度・380メートルのところ

オ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ46度・390メートルのところ

カ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ40度15分・196メートルのところ

キ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ59度30分・180メートルのところ

ク 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ122度・215メートルのところ

ケ 基点2と横島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ141度30分・230メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第673号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・ひおうぎ養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)

ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ89度・250メートルのところ

イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ66度・305メートルのところ

ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度1分・186メートルのところ

エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度14分・63メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第681号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・かき養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島山頂)

- 基点2 熊本県漁場基点天第20号(大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・100メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ282度・730メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度・1,010メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ204度・710メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第682号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・かき養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度34分2.5秒、東経130度27分20.3秒
- イ 北緯32度34分1.4秒、東経130度27分22.6秒
- ウ 北緯32度34分6.7秒、東経130度27分26.3秒
- エ 北緯32度34分7.8秒、東経130度27分23.9秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第701号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度34分23.6秒、東経130度25分1秒
- イ 北緯32度34分23.2秒、東経130度25分2秒
- ウ 北緯32度34分29.7秒、東経130度25分8秒
- エ 北緯32度34分30.1秒、東経130度25分7.5秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第702号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度32分52.1秒、東経130度25分5.5秒
- イ 北緯32度32分51.5秒、東経130度25分5.3秒
- ウ 北緯32度32分51.1秒、東経130度25分7.6秒
- エ 北緯32度32分51.7秒、東経130度25分7.8秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第703号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度32分12.6秒、東経130度11分38.8秒

イ 北緯32度32分12.2秒、東経130度11分38.7秒

ウ 北緯32度32分11.8秒、東経130度11分40.2秒

エ 北緯32度32分12.2秒、東経130度11分40.3秒

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第704号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度32分21.5秒、東経130度11分36.7秒

イ 北緯32度32分21.5秒、東経130度11分33.6秒

ウ 北緯32度32分23.4秒、東経130度11分33.6秒

エ 北緯32度32分28秒、東経130度11分35.1秒

オ 北緯32度32分28秒、東経130度11分37.4秒

カ 北緯32度32分23.4秒、東経130度11分38.2秒

2 地元地区 天草市五和町

3 制限又は条件 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第705号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)

ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・960メートルのところ

イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・1,025メートルのところ

ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度50分・1,500メートルのところ

エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度50分・1,420メートルのところ

オ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1,050メートルのところ

カ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ339度・1,045メートルのところ

2 地元地区 天草郡苓北町

3 制限又は条件

(1) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第706号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)

基点2 熊本県漁場基点天第139号(天草市河浦町崎津床松の鼻南東端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・545メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ25度50分・625メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ28度50分・627メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ29度40分・643メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度40分・752メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度20分・818メートルのところ

キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ42度・940メートルのところ

ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ44度40分・987メートルのところ

ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ47度10分・1,062メートルのところ

コ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ47度30分・1,059メートルのところ

サ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度・984メートルのところ

シ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度40分・976メートルのところ

ス 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・929メートルのところ

セ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ42度20分・935メートルのところ

ソ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度50分・817メートルのところ

タ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ41度10分・749メートルのところ

チ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ30度・639メートルのところ

ツ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ29度10分・622メートルのところ

テ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ26度・619メートルのところ

ト 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・539メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第707号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第139号(天草市河浦町崎津床松の鼻南東端)

基点2 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ36度45分・545メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度15分・625メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・610メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度37分・550メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度30分・545メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度・570メートルのところ

キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度・590メートルのところ

ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ38度35分・530メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第708号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第162号(天草市牛深町下須島馬込鼻北端)

ア 基点1と天草市牛深町牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・390メートルのところ

イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ64度・374メートルのところ

ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ66度30分・345メートルのところ

エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度・356メートルのところ

2 地元地区 天草市牛深町

漁場計画番号 天区第709号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度13分6.5秒、東経130度0分13.2秒

イ 北緯32度13分5.9秒、東経130度0分13.7秒

ウ 北緯32度13分7.8秒、東経130度0分16.8秒

エ 北緯32度13分8.3秒、東経130度0分16.4秒

2 地元地区 天草市牛深町

漁場計画番号 天区第710号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度13分8.7秒、東経130度0分8秒  
イ 北緯32度13分8.2秒、東経130度0分7.5秒  
ウ 北緯32度13分6.8秒、東経130度0分9.4秒  
エ 北緯32度13分7.3秒、東経130度0分9.9秒

2 地元地区 天草市牛深町

漁場計画番号 天区第711号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ)  
ア 基点1から真方位349度45分・310メートル  
イ 基点1から真方位353度45分・310メートル  
ウ 基点1から真方位11度45分・65メートル  
エ 基点1から真方位352度15分・60メートル

2 地元地区 天草市深海町

漁場計画番号 天区第712号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ)  
ア 基点1から真方位351度45分・820メートル  
イ 基点1から真方位358度15分・850メートル  
ウ 基点1から真方位358度45分・832メートル  
エ 基点1から真方位352度15分・800メートル

2 地元地区 天草市深海町

漁場計画番号 天区第713号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)  
ア 基点1と天草市深海町キヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ90度30分・75メートルのところ  
イ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ78度15分・60メートルのところ  
ウ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ61度15分・155メートルのところ  
エ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ69度・160メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

漁場計画番号 天区第714号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第394号(天草市下平漁港1号防波堤突端)

ア 基点1と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ289度・190メートルのところ

イ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ293度45分・180メートルのところ

ウ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ265度15分・105メートルのところ

エ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ261度30分・125メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第715号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)

ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・85メートルのところ

イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度15分・80メートルのところ

ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ14度45分・180メートルのところ

エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・185メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第716号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)

ア 基点1から真方位227度42分・205メートルのところ

イ 基点1から真方位223度12分・205メートルのところ

ウ 基点1から真方位221度42分・407メートルのところ

エ 基点1から真方位223度42分・407メートルのところ

2 地元地区 天草市深海町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第717号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度14分37秒、東経130度6分1.6秒

- イ 北緯 32 度 14 分 35. 3 秒、東経 130 度 6 分 2. 7 秒
- ウ 北緯 32 度 14 分 35. 6 秒、東経 130 度 6 分 3. 4 秒
- エ 北緯 32 度 14 分 37. 3 秒、東経 130 度 6 分 2. 2 秒

2 地元地区 天草市深海町

漁場計画番号 天区第 718 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯 32 度 15 分 59. 5 秒、東経 130 度 6 分 46. 9 秒
  - イ 北緯 32 度 15 分 58. 9 秒、東経 130 度 6 分 47 秒
  - ウ 北緯 32 度 15 分 59. 5 秒、東経 130 度 6 分 50. 8 秒
  - エ 北緯 32 度 16 分 0. 1 秒、東経 130 度 6 分 50. 7 秒

2 地元地区 天草市深海町

漁場計画番号 天区第 719 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点 1 熊本県漁場基点天第 370 号（天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ 38 メートルのところ）
  - 基点 2 天草市河浦町宮野河内産島西端
  - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 64 度 15 分・440 メートルのところ
  - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 59 度 45 分・435 メートルのところ
  - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 52 度 30 分・930 メートルのところ
  - エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 54 度 25 分・930 メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 720 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点 1 熊本県漁場基点天第 370 号（天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ 38 メートルのところ）
  - ア 基点 1 と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 48 度 15 分・95 メートルのところ
  - イ 基点 1 と産島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 43 度 45 分・100 メートルのところ
  - ウ 基点 1 と産島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 60 度 30 分・395 メートルのところ
  - エ 基点 1 と産島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 61 度 30 分・395 メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒ん

ではない。

漁場計画番号 天区第721号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ）  
基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度45分・720メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ102度30分・720メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ101度45分・780メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度・785メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではない。

漁場計画番号 天区第722号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ）  
基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ114度30分・500メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ111度・490メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ109度45分・585メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ112度30分・595メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではない。

漁場計画番号 天区第723号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ）  
ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上平久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ28度・145メートルのところ  
イ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・135メートルのところ

- ウ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度30分・210メートルのところ
- エ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・215メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内
- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第724号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
    - 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ242度・305メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・290メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度30分・235メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度30分・255メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内
- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第725号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
    - 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ250度・435メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・425メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ253度45分・370メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度15分・380メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内
- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第726号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端)  
基点2 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度30分・335メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ321度30分・405メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度45分・405メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ323度15分・330メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第727号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)

基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ294度・580メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ296度15分・665メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ299度・650メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ297度15分・560メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第728号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ310度45分・150メートルのところ

イ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ325度30分・220メートルのところ

ウ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・210メートルのところ

エ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ316度・140メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第729号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端)  
ア 基点1と天草市河浦町紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ34度30分・380メートルのところ  
イ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度・420メートルのところ  
ウ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・405メートルのところ  
エ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度30分・365メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第730号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第377号(天草市河浦町宮野河内女岳紅鼻南端)  
ア 基点1と河浦町宮野河内女岳ウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ319度30分・80メートルのところ  
イ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度15分・90メートルのところ  
ウ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ318度・125メートルのところ  
エ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・110メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第731号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ1度45分・1,105メートルのところ  
イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度45分・1,175メートルのところ  
ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・1,145メートルのところ  
エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分・1,070メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第732号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・1, 135メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度・1, 170メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・1, 160メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・1, 125メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第733号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度45分・1, 165メートルのところ  
イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度10分・1, 132メートルのところ  
ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度5分・1, 112メートルのところ  
エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・1, 150メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第734号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
ア 基点1と天草市河浦町産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度・1, 182メートルのところ  
イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・1, 433メートルのところ  
ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ43度20分・1, 412メートルのところ

- エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度40分・1, 158メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内
- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第735号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)
- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ33度5分・1, 270メートルのところ
- イ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度15分・1, 310メートルのところ
- ウ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・1, 278メートルのところ
- エ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ333度5分・1, 241メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内
- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第736号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)
- 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南西端
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 590メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1, 840メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・1, 840メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1, 580メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第737号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台)
- 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南端
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度・830メートルのところ

- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度・1, 230メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 690メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1, 695メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・1, 240メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・850メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第738号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台)

基点2 天草市河浦町宮野河内産島南東端

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・695メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・760メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・790メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度・785メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度30分・820メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・820メートルのところ

キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ336度30分・790メートルのところ

ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度15分・720メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第739号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ344度30分・50メートルのところ

イ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・20メートルのところ

ウ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ283度15分・100メートルのところ

エ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ309度・390メートルのところ

オ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ314度50分・39

0メートルのところ

カ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ303度・95メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第740号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台

基点2 天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・115メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ327度・125メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度45分・70メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度15分・30メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第741号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台

基点2 天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ329度・320メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・310メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・180メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ307度15分・200メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第742号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度15分・967メートルのところ

イ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ25度・922メートルのところ

ウ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・892メートルのところ

エ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・937メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第743号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ39度15分・1,400メートルのところ

イ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ40度20分・1,380メートルのところ

ウ 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ35度50分・1,277メートルのところ

エ 基点1と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ31度45分・1,102メートルのところ

オ 基点1と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ30度20分・1,120メートルのところ

カ 基点1と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ34度40分・1,300メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第744号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第378号(天草市河浦町女岳外漁港西防波堤南側基部)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・70メートルのところ

イ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ46度・270メートルのところ

ウ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・270メートルのところ

エ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ63度・70メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第745号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第380号(天草市河浦町宮野河内女岳棚水南東端)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ6度45分・25メートルのところ

イ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ34度2分45分・35メートルのところ

ウ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・225メートルのところ

エ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ28度45分・225メートルのところ

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第746号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度18分10.1秒、東経130度9分26.2秒

イ 北緯32度18分9.1秒、東経130度9分25.9秒

ウ 北緯32度18分7.8秒、東経130度9分30.4秒

エ 北緯32度18分8.8秒、東経130度9分30.6秒

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第747号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度18分8.3秒、東経130度9分5.6秒

イ 北緯32度18分7.4秒、東経130度9分6.4秒

ウ 北緯32度18分9.2秒、東経130度9分9.4秒

エ 北緯32度18分10.1秒、東経130度9分8.6秒

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第748号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度19分18.9秒、東経130度9分10.3秒

イ 北緯32度19分16.6秒、東経130度9分8.3秒

ウ 北緯32度19分15秒、東経130度9分10秒

エ 北緯32度19分17.3秒、東経130度9分12.6秒

2 地元地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第749号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端)

ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ13度30分・840メートルのところ

イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ16度・870メートル

のところ

ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・790メートルのところ

エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・750メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第750号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第194号(天草市新和町宮地二本木丸瀬鼻南端)

ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ351度・30メートルのところ

イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ318度・20メートルのところ

ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ291度・650メートルのところ

エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ292度30分・650メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第751号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)

ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ55度・590メートルのところ

イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・35メートルのところ

ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・50メートルのところ

エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ53度・590メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第752号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第3

- 78号（女岳外漁港西防波堤南側基部）を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ）
- ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・405メートルのところ
- イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・405メートルのところ
- ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度30分・100メートルのところ
- エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度30分・100メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第753号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から右へ355度の線が立の鼻陸岸と交わるところ

基点2 熊本県漁場基点天第195号（天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号（女岳外漁港西防波堤南側基部）を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ）

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・630メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・735メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度30分・1,100メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・1,105メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・750メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度30分・655メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第754号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤突端

ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度30分・400メートルのところ

イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・395メートルのところ

ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ317度・220メートルのところ

エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度・235メー

トルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第755号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤北東端

ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ235度20分・383メートルのところ

イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ232度49分・401メートルのところ

ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ254度59分・624メートルのところ

エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ257度5分・617メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第756号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南端を見通した線が上立の鼻と交わるところ

基点2 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)

ア 基点1と天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・395メートルのところ

イ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度・370メートルのところ

ウ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・395メートルのところ

エ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・415メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第757号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度19分32.3秒、東経130度11分59.1秒

イ 北緯32度19分29.7秒、東経130度12分15.6秒

ウ 北緯32度19分28.9秒、東経130度12分15.5秒

- エ 北緯 32 度 19 分 31. 3 秒、東経 130 度 12 分 0. 5 秒
  - オ 北緯 32 度 19 分 30. 1 秒、東経 130 度 12 分 0. 4 秒
  - カ 北緯 32 度 19 分 30. 3 秒、東経 130 度 11 分 58. 9 秒
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 758 号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯 32 度 18 分 50. 9 秒、東経 130 度 10 分 14. 1 秒
    - イ 北緯 32 度 18 分 50 秒、東経 130 度 10 分 13 秒
    - ウ 北緯 32 度 18 分 47. 7 秒、東経 130 度 10 分 15. 7 秒
    - エ 北緯 32 度 18 分 48. 7 秒、東経 130 度 10 分 16. 8 秒
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 759 号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯 32 度 23 分 30 秒、東経 130 度 13 分 7. 5 秒
    - イ 北緯 32 度 23 分 28. 6 秒、東経 130 度 13 分 4. 1 秒
    - ウ 北緯 32 度 23 分 25. 7 秒、東経 130 度 13 分 5. 7 秒
    - エ 北緯 32 度 23 分 25. 9 秒、東経 130 度 13 分 6. 4 秒
    - オ 北緯 32 度 23 分 28. 3 秒、東経 130 度 13 分 5. 1 秒
    - カ 北緯 32 度 23 分 29. 4 秒、東経 130 度 13 分 7. 9 秒
- 2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第 760 号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯 32 度 23 分 46. 6 秒、東経 130 度 12 分 32 秒
    - イ 北緯 32 度 23 分 46. 2 秒、東経 130 度 12 分 31. 7 秒
    - ウ 北緯 32 度 23 分 43. 5 秒、東経 130 度 12 分 36. 4 秒
    - エ 北緯 32 度 23 分 43. 8 秒、東経 130 度 12 分 36. 7 秒
- 2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第 761 号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯 32 度 19 分 57. 8 秒、東経 130 度 12 分 12. 5 秒

- イ 北緯 32 度 19 分 46. 2 秒、東経 130 度 12 分 10. 6 秒
- ウ 北緯 32 度 19 分 37. 9 秒、東経 130 度 12 分 6. 2 秒
- エ 北緯 32 度 19 分 37. 5 秒、東経 130 度 12 分 7. 4 秒
- オ 北緯 32 度 19 分 45. 9 秒、東経 130 度 12 分 12 秒
- カ 北緯 32 度 19 分 46. 3 秒、東経 130 度 12 分 12. 1 秒
- キ 北緯 32 度 19 分 46. 2 秒、東経 130 度 12 分 13. 6 秒
- ク 北緯 32 度 19 分 55. 8 秒、東経 130 度 12 分 15. 1 秒
- ケ 北緯 32 度 19 分 56 秒、東経 130 度 12 分 13. 6 秒
- コ 北緯 32 度 19 分 57. 6 秒、東経 130 度 12 分 13. 8 秒

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第762号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)から天草市新和町惣津島東端を見通した線の延長が上立の鼻陸岸と交わるところ

ア 基点1と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・705メートルのところ

イ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ327度・730メートルのところ

ウ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・740メートルのところ

エ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・1,020メートルのところ

オ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ352度・1,000メートルのところ

カ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・710メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第763号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 基点2と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点2を基点として右へ43度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ

基点2 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・130メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ329度30分・110メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ285度30分・340メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度・350メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第764号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業

- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
  - ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ88度・40メートルのところ
  - イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ34度・90メートルのところ
  - ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ41度30分・110メートルのところ
  - エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ93度・60メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第765号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
  - ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ43度・120メートルのところ
  - イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ43度・210メートルのところ
  - ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ48度・210メートルのところ
  - エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・120メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第766号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)
  - ア 基点1と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ54度30分・125メートルのところ
  - イ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ66度・120メートルのところ
  - ウ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ281度30分・45メートルのところ
  - エ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ311度30分・90メートルのところ
  - オ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ348度・150メートルのところ
  - カ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ346度・360メートルのところ
  - キ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ349度30分・360メートルのところ
  - ク 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ356度・150メートルのところ
  - ケ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右

- へ 3 2 6 度 3 0 分・7 0 メートルのところ
- コ 基点 1 と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 1 5 度 3 0 分・4 5 メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第 7 6 7 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8 月 2 0 日から翌年 5 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 1 9 6 号 (天草市新和町横島瀬鼻南端)  
ア 基点 1 と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 7 度 3 0 分・3, 1 1 0 メートルのところ  
イ 基点 1 と惣津島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 7 度・3, 0 9 0 メートルのところ  
ウ 基点 1 と惣津島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 度・3, 5 0 0 メートルのところ  
エ 基点 1 と惣津島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 度 3 0 分・3, 5 1 0 メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 7 6 8 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8 月 2 0 日から翌年 5 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 4 0 9 号 (天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)  
ア 基点 1 と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 3 度・1, 6 3 5 メートルのところ  
イ 基点 1 と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 4 度・1, 6 3 0 メートルのところ  
ウ 基点 1 と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 6 度・1, 2 4 0 メートルのところ  
エ 基点 1 と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 4 度 3 0 分・1, 2 5 0 メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 7 6 9 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8 月 2 0 日から翌年 5 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 1 9 6 号 (天草市新和町横島瀬鼻南端)  
ア 基点 1 と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 5 度・1, 2 9 5 メートルのところ  
イ 基点 1 と七辺鼻を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 4 度・1, 2 8 5 メートルのところ  
ウ 基点 1 と七辺鼻を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 6 度・1, 6 2 5 メートルのところ

- エ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ337度・1, 635メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町
- 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第770号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)
- ア 基点1と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ345度15分・1, 275メートルのところ
- イ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・1, 290メートルのところ
- ウ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 215メートルのところ
- エ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 200メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第771号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)
- ア 基点1から真方位272度33分・880メートル
- イ 基点1から真方位270度33分・890メートル
- ウ 基点1から真方位273度19分・1, 017メートル
- エ 基点1から真方位269度・1, 175メートル
- オ 基点1から真方位270度15分・1, 190メートル
- カ 基点1から真方位275度20分・1, 017メートル
- 2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第772号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第403号(天草市新和町大多尾字中ノ尾4036番地七辺鼻北東端)
- ア 基点1と天草市新和町横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・480メートルのところ
- イ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・415メートルのところ
- ウ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・400メートルのところ
- エ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ319度45分・475メートルのところ
- 2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第773号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)  
ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・790メートルのところ  
イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・770メートルのところ  
ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ40度30分・875メートルのところ  
エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度・890メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第774号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度22分50.9秒、東経130度13分1.9秒  
イ 北緯32度22分47.2秒、東経130度13分2.5秒  
ウ 北緯32度22分47.5秒、東経130度13分5.6秒  
エ 北緯32度22分51.2秒、東経130度13分5秒

2 地元地区 天草市新和町

- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第775号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第203号(天草市新和町大多尾榑浦北西端)  
ア 基点1と天草市楠浦町赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ  
イ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ325度・70メートルのところ  
ウ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・170メートルのところ  
エ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ338度50分・180メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第776号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第355号(天草市楠浦町五色島北西端)  
基点2 熊本県漁場基点天第435号(天草市楠浦町立浦鳴子鼻東端)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・2, 67  
4メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ109度・1, 322メー  
トルのところ

2 地元地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第777号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市倉岳町宮田地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度23分25.6秒、東経130度19分37.9秒  
イ 北緯32度23分22.3秒、東経130度19分37.9秒  
ウ 北緯32度23分22.3秒、東経130度19分38.2秒  
エ 北緯32度23分25.6秒、東経130度19分38.2秒

2 地元地区 天草市倉岳町

漁場計画番号 天区第778号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度24分13.4秒、東経130度20分5.7秒  
イ 北緯32度24分12.6秒、東経130度20分5.5秒  
ウ 北緯32度24分12.1秒、東経130度20分9.3秒  
エ 北緯32度24分12.8秒、東経130度20分9.5秒

2 地元地区 天草市倉岳町

- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第779号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町高戸地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度23分31.6秒、東経130度23分57.4秒  
イ 北緯32度23分31.4秒、東経130度23分57.6秒  
ウ 北緯32度23分33.3秒、東経130度23分58.7秒  
エ 北緯32度23分33.4秒、東経130度23分58.4秒

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)

- 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第780号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町高戸地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯 32 度 23 分 20. 5 秒、東経 130 度 23 分 54. 8 秒
- イ 北緯 32 度 23 分 20. 3 秒、東経 130 度 23 分 55. 2 秒
- ウ 北緯 32 度 23 分 21. 6 秒、東経 130 度 23 分 56. 2 秒
- エ 北緯 32 度 23 分 23. 2 秒、東経 130 度 23 分 56. 9 秒
- オ 北緯 32 度 23 分 24 秒、東経 130 度 23 分 56. 9 秒
- カ 北緯 32 度 23 分 25. 2 秒、東経 130 度 23 分 56 秒
- キ 北緯 32 度 23 分 24. 8 秒、東経 130 度 23 分 55. 6 秒
- ク 北緯 32 度 23 分 23. 8 秒、東経 130 度 23 分 56. 5 秒
- ケ 北緯 32 度 23 分 23. 2 秒、東経 130 度 23 分 56. 5 秒
- コ 北緯 32 度 23 分 21. 7 秒、東経 130 度 23 分 55. 7 秒

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 781 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯 32 度 20 分 19. 5 秒、東経 130 度 17 分 25. 3 秒
  - イ 北緯 32 度 20 分 19. 3 秒、東経 130 度 17 分 25. 5 秒
  - ウ 北緯 32 度 20 分 18. 5 秒、東経 130 度 17 分 24. 5 秒
  - エ 北緯 32 度 20 分 18. 7 秒、東経 130 度 17 分 24. 3 秒

2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

漁場計画番号 天区第 801 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点 1 熊本県漁場基点天第 64 号（上天草市松島町船人島北端）
  - ア 基点 1 から真方位 240 度 32 分・239 メートルのところ
  - イ 基点 1 から真方位 222 度 5 分・215 メートルのところ
  - ウ 基点 1 から真方位 220 度 13 分・315 メートルのところ
  - エ 基点 1 から真方位 232 度 57 分・330 メートルのところ

2 地元地区 上天草市松島町阿村

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 802 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯 32 度 31 分 29. 2 秒、東経 130 度 24 分 58. 8 秒
  - イ 北緯 32 度 31 分 27. 2 秒、東経 130 度 25 分 0. 5 秒
  - ウ 北緯 32 度 31 分 22. 5 秒、東経 130 度 24 分 53. 2 秒
  - エ 北緯 32 度 31 分 24. 5 秒、東経 130 度 24 分 51. 4 秒

2 地元地区 上天草市松島町及び天草市有明町楠甫

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 803 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第75号(上天草市松島町仏島北端と兄弟島頂点を見通した線から仏島北端を基点として右へ128度30分の線が陸岸と交わるところ(永浦島赤禿島南端))
    - ア 基点1から真方位245度38分・201メートルのところ
    - イ 基点1から真方位226度54分・220メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位238度56分・411メートルのところ
    - エ 基点1から真方位249度3分・400メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第804号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)
    - ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ208度・325メートルのところ
    - イ 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ224度30分・270メートルのところ
    - ウ 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ200度・150メートルのところ
    - エ 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ184度・235メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第805号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)
    - ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ323度・560メートルのところ
    - イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・460メートルのところ
    - ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ314度・410メートルのところ
    - エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度・530メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第806号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第214号(天草市戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ30.6メートルのところ)  
ア 基点1と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ335度・1,080メートルのところ  
イ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・1,000メートルのところ  
ウ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ316度30分・1,650メートルのところ  
エ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・1,700メートルのところ

2 地元地区 天草市新和町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第807号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第401号(天草市上血塚島東端)  
ア 基点1と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ284度30分・1,020メートルのところ  
イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ287度15分・1,125メートルのところ  
ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ300度30分・1,040メートルのところ  
エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ299度15分・925メートルのところ

2 地元地区 天草市楠浦町及び下浦町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第808号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・280メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度・305メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルのところ

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ

い。

漁場計画番号 天区第809号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・765メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分・740メートルのところ

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第810号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度50分・1,002メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・804メートルのところ

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第811号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)  
ア 基点1から真方位300度45分・217メートルのところ  
イ 基点1から真方位273度・155メートルのところ  
ウ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ

- エ 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
  - 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第821号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）
    - ア 基点1から真方位156度14分・470メートルのところ
    - イ 基点1から真方位162度14分・760メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位169度44分・750メートルのところ
    - エ 基点1から真方位167度14分・450メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第822号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第23号（上天草市大矢野町中江後北端）
    - ア 基点1から真方位349度23分・860メートルのところ
    - イ 基点1から真方位340度23分・890メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位342度23分・990メートルのところ
    - エ 基点1から真方位351度23分・960メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第823号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第43号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）
    - ア 基点1から真方位297度50分・220メートルのところ
    - イ 基点1から真方位282度50分・229メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位290度50分・335メートルのところ
    - エ 基点1から真方位300度50分・320メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第824号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
ア 基点1から真方位299度50分・120メートルのところ  
イ 基点1から真方位270度50分・170メートルのところ  
ウ 基点1から真方位281度42分・218メートルのところ  
エ 基点1から真方位306度53分・186メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第825号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・800メートルのところ  
イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ37度15分・860メートルのところ  
ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ39度45分・955メートルのところ  
エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・900メートルのところ
- 2 地元地区 天草郡苓北町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第826号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・700メートルのところ  
イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・830メートルのところ  
ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ44度45分・800メートルのところ  
エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・660メートルのところ
- 2 地元地区 天草郡苓北町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第827号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)
- ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ26度・760メートルのところ
- イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ31度45分・880メートルのところ
- ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・830メートルのところ
- エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・700メートルのところ
- 2 地元地区 天草郡苓北町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第828号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町大江軍ヶ浦矢寄鼻東端)
- ア 基点1から真方位28度45分・268メートルのところ
- イ 基点1から真方位54度17分・278メートルのところ
- ウ 基点1から真方位140度10分・105メートルのところ
- エ 基点1から真方位15度53分・116メートルのところ
- 2 地元地区 天草市天草町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第829号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)
- ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・488メートルのところ
- イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・528メートルのところ
- ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メートルのところ
- エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・477メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第830号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)

- ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度30分・445メートルのところ
  - イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メートルのところ
  - ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・520メートルのところ
  - エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ339度30分・435メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第831号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)
- ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ355度11分・323メートルのところ
  - イ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分・352メートルのところ
  - ウ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ10度47分・301メートルのところ
  - エ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度32分・266メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第832号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)
- ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・285メートルのところ
  - イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ335度・320メートルのところ
  - ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・315メートルのところ
  - エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・275メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第833号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市魚貫町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第154号(天草市魚貫町里浦須崎鼻北西端)

ア 基点1から真方位254度44分・40メートルのところ

イ 基点1から真方位205度44分・70メートルのところ

ウ 基点1から真方位209度14分・130メートルのところ

エ 基点1から真方位246度44分・215メートルのところ

オ 基点1から真方位309度44分・100メートルのところ

カ 基点1から真方位20度50分・160メートルのところ

キ 基点1から真方位58度50分・115メートルのところ

2 地元地区 天草市魚貫町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第834号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市久玉町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端)

ア 基点1と天草市久玉町山の浦黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ282度30分・345メートルのところ

イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ291度・255メートルのところ

ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ272度30分・225メートルのところ

エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ268度45分・325メートルのところ

2 地元地区 天草市久玉町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第835号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度22分43.7秒、東経130度25分57.4秒

イ 北緯32度22分36.4秒、東経130度25分52.3秒

ウ 北緯32度22分31.9秒、東経130度26分1.2秒

エ 北緯32度22分39.2秒、東経130度26分6.3秒

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町樋島

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第841号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁業の位置 天草市倉岳町棚底地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)

基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・802メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・1,003メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メートルのところ

2 地元区域 天草市倉岳町

3 制限又は条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第851号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))

ア 基点1と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ225度30分・120メートルのところ

イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ204度・350メートルのところ

ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ224度15分・465メートルのところ

エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ247度30分・260メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第852号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))

ア 基点1と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ294度30分・345メートルのところ

イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ282度30分・355メートルのところ

ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ286度45分・670メートルのところ

エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・670メートルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第853号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度32分50.5秒、東経130度24分27.5秒
    - イ 北緯32度32分51.5秒、東経130度24分32.1秒
    - ウ 北緯32度32分49.3秒、東経130度24分32.7秒
    - エ 北緯32度32分48.4秒、東経130度24分28秒
- 2 地元地区 上天草市松島町及び天草市有明町楠甫
  - 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第854号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度31分14.7秒、東経130度23分39.2秒
    - イ 北緯32度31分16.1秒、東経130度23分40.4秒
    - ウ 北緯32度31分15.3秒、東経130度23分41.6秒
    - エ 北緯32度31分14秒、東経130度23分40.5秒
- 2 地元地区 上天草市松島町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第855号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度31分46.6秒、東経130度22分38.2秒
    - イ 北緯32度31分41.3秒、東経130度22分34秒
    - ウ 北緯32度31分39.2秒、東経130度22分41.1秒
    - エ 北緯32度31分44秒、東経130度22分44.9秒
- 2 地元地区 天草市有明町大浦
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第856号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)
    - ア 基点1から真方位11度・885メートルのところ
    - イ 基点1から真方位10度45分・785メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位3度30分・800メートルのところ
    - エ 基点1から真方位4度45分・900メートルのところ
- 2 地元地区 天草郡苓北町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第857号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)
  - ア 基点1から真方位336度・590メートルのところ
  - イ 基点1から真方位342度45分・710メートルのところ
  - ウ 基点1から真方位353度45分・650メートルのところ
  - エ 基点1から真方位349度・520メートルのところ
- 2 地元地区 天草郡苓北町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第858号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)
    - ア 基点1から真方位331度30分・1,070メートルのところ
    - イ 基点1から真方位342度15分・905メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位336度・790メートルのところ
    - エ 基点1から真方位325度15分・975メートルのところ
- 2 地元地区 天草郡苓北町
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第859号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度31分21.4秒、東経130度2分39.4秒
    - イ 北緯32度31分16.6秒、東経130度2分38.2秒
    - ウ 北緯32度31分15.7秒、東経130度2分42.8秒
    - エ 北緯32度31分20.6秒、東経130度2分44秒
- 2 地元地区 天草郡苓北町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第860号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度14分59.5秒、東経130度5分45.8秒
    - イ 北緯32度14分58.3秒、東経130度5分45.4秒
    - ウ 北緯32度14分57.8秒、東経130度5分48.4秒
    - エ 北緯32度14分59.4秒、東経130度5分48.9秒
- 2 地元地区 天草市深海町
- 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第861号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町困窮島北端)

ア 基点1から真方位83度55分・255メートルのところ

イ 基点1から真方位325度55分・645メートルのところ

ウ 基点1から真方位347度45分・535メートルのところ

エ 基点1から真方位352度45分・615メートルのところ

オ 基点1から真方位11度・668メートルのところ

カ 基点1から真方位21度45分・570メートルのところ

キ 基点1から真方位32度45分・400メートルのところ

ク 基点1から真方位50度55分・385メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第862号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端)

ア 基点1から真方位343度9分・1,639メートルのところ

イ 基点1から真方位349度13分・1,640メートルのところ

ウ 基点1から真方位351度26分・1,363メートルのところ

エ 基点1から真方位343度30分・1,331メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町大道

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第863号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第240号(上天草市龍ヶ岳町城島南端)

ア 基点1から真方位149度33分・920メートルのところ

イ 基点1から真方位144度26分・1,161メートルのところ

ウ 基点1から真方位161度33分・1,320メートルのところ

エ 基点1から真方位168度33分・1,120メートルのところ

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町樋島

3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第864号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度21分34.2秒、東経130度19分48.6秒  
イ 北緯32度21分35.5秒、東経130度19分48.6秒  
ウ 北緯32度21分35.5秒、東経130度19分47.6秒  
エ 北緯32度21分34.2秒、東経130度19分47.6秒
- 2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第865号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第365号(天草市御所浦町牧島漁港B防波堤突端)  
ア 基点1から真方位80度・541メートルのところ  
イ 基点1から真方位83度50分・633メートルのところ  
ウ 基点1から真方位91度27分・677メートルのところ  
エ 基点1から真方位95度・618メートルのところ
- 2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第871号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あわび・うに養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度18分36.9秒、東経130度1分38.9秒  
イ 北緯32度18分36.9秒、東経130度1分39.8秒  
ウ 北緯32度18分36.1秒、東経130度1分39.8秒  
エ 北緯32度18分36.1秒、東経130度1分38.9秒
- 2 地元地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第872号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あわび・うに養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町二江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 天草市五和町二江漁港須ノ脇地区西側防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ139メートルのところ  
ア 基点1と天草市五和町通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ14度30分・836メートルのところ  
イ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・930メートルのところ  
ウ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・645メートルのところ  
エ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ29度15分・495メートルのところ
- 2 地元地区 天草市五和町
- 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

天草不知火海区における  
漁場計画（免許の内容等）

～不知火～



漁場計画番号 火区第101号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町竹島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点火第79号（葦北郡芦北町唐船岩の中央）  
ア 基点1と葦北郡芦北町木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度42分・890メートルのところ  
イ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ21度25分・556メートルのところ  
ウ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ340度14分・1,219メートルのところ  
エ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ352度34分・1,279メートルのところ

2 地元地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、7,680平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第102号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度17分16.6秒、東経130度27分45.5秒  
イ 北緯32度17分9.4秒、東経130度27分46.9秒  
ウ 北緯32度17分11秒、東経130度27分51.8秒  
エ 北緯32度17分17.4秒、東経130度27分50.1秒

2 地元地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,911平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第103号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点火第102号（葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱）  
基点2 葦北郡津奈木町大字福浜4490番地地先の防波堤西側基部  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・40メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・350メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度・290メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・125メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、849平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第104号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度17分33.1秒、東経130度27分6.1秒
- イ 北緯32度17分24.4秒、東経130度27分6.8秒
- ウ 北緯32度17分27.5秒、東経130度27分35.4秒
- エ 北緯32度17分19秒、東経130度27分39.4秒
- オ 北緯32度17分20.5秒、東経130度27分41.5秒
- カ 北緯32度17分29.5秒、東経130度27分39.4秒
- キ 北緯32度17分36.3秒、東経130度27分24.4秒

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8,548平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第105号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町沖の島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第104号（葦北郡津奈木町大字福浜長浜崎（ホトビ崎）北端）
- 基点2 熊本県漁場基点火第103号（葦北郡芦北町竹島三角点）
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ87度22分・852メートルのところ
- イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ81度11分・1,036メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度58分・1,258メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ323度17分・1,232メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,200平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第106号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第67号（葦北郡津奈木町合串小島北防波堤突端）
- ア 基点1と葦北郡津奈木町帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・70メートルのところ
- イ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ116度・190メートルのところ
- ウ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ119度・400メートルのところ
- エ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ150度・395メートルのところ
- オ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ165度・170メートルのところ
- カ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ195度50分・30メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、5, 839平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第107号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点火第125号（葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端）  
ア イとウを見通した線からイを基点として右へ270度・200メートルのところ  
イ 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ79度・865メートルのところ  
ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ82度50分・760メートルのところ  
エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ87度30分・800メートルのところ  
オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・90メートルのところ  
カ オとエを見通した線からオを基点として右へ90度・100メートルのところ  
キ ウからエを見通した線上、ウから175メートルのところ  
ク アとイを見通した線からアを基点として右へ270度・120メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、3, 400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第108号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町平国地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点火第125号（葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端）  
ア 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・630メートルのところ  
イ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・345メートルのところ  
ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ343度20分・545メートルのところ  
エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・700メートルのところ  
オ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・745メートルのところ  
カ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ17度40分・805メートルのところ

2 地元地区 葦北郡津奈木町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、9, 450平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第201号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点火第96号（宇城市三角町郡浦御舟瀬西端）
    - ア 基点1と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ13度10分・660メートルのところ
    - イ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・625メートルのところ
    - ウ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・920メートルのところ
    - エ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・950メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦
- 3 制限又は条件
- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (2) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第202号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点火第14号（宇城市三角町手場底江崎南端）
    - 基点2 熊本県漁場基点火第96号（宇城市三角町郡浦御舟瀬西端）
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度10分・1,208メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ241度30分・1,756メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ287度57分・2,251メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度9分・1,877メートルのところ
    - オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度41分・1,671メートルのところ
    - カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ291度41分・1,621メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第203号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点火第16号（宇城市三角町と宇城市不知火町との境界（観音崎））
    - ア 基点1と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・710メートルのところ
    - イ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ356度45分・1,040メートルのところ
    - ウ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ29度45分・2,055メートルのところ
    - エ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ32度・2,010メートルのところ
    - オ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ37度・2,690メートルのところ
    - カ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ47度・2,540メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第211号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年4月15日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第16号(宇城市三角町と宇城市不知火町との境界(観音崎))  
 ア 基点1と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ25度  
 ・1, 920メートルのところ  
 イ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ15度45分・2, 2  
 70メートルのところ  
 ウ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ25度・2, 60  
 0メートルのところ  
 エ 基点1と北新地堤防西角を見通した線から基点1を基点として右へ34度・2, 30  
 0メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
- 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第221号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市鏡町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分32.9秒、東経130度35分40.4秒  
 イ 北緯32度35分29.8秒、東経130度35分39.2秒  
 ウ 北緯32度35分27.3秒、東経130度35分48.4秒  
 エ 北緯32度35分30.4秒、東経130度35分49.6秒
- 2 地元地区 八代市鏡町
- 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第222号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年3月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市葭牟田町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における  
 海面と内水面との境界)  
 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ  
 ア 基点1から真方位274度8分40.1秒・1, 129.5メートルのところ  
 イ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1, 113.1メートルのところ  
 ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ355度45分・1, 26  
 0メートルのところ  
 エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ351度30分・1, 27  
 0メートルのところ
- 2 地元地区 八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見  
 洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
- 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを  
 拒んではならない。  
 (3) 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第223号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのりひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市二見洲口町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれ  
 た区域  
 ア 北緯32度25分1.6秒、東経130度32分47.7秒  
 イ 北緯32度25分1.1秒、東経130度32分46.9秒  
 ウ 北緯32度24分54.6秒、東経130度32分53秒

- エオカキ 北緯 32 度 24 分 54. 2 秒、東経 130 度 32 分 53. 4 秒  
 北緯 32 度 24 分 53 秒、東経 130 度 32 分 55. 8 秒  
 北緯 32 度 24 分 53. 6 秒、東経 130 度 32 分 56. 1 秒  
 北緯 32 度 24 分 54. 8 秒、東経 130 度 32 分 53. 7 秒
- 2 地元地区 八代市二見洲口町
- 3 制限又は条件
- (1) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 養殖施設は、毎年 5 月 31 日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 火区第 231 号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 八代市蛇籠町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯 32 度 30 分 11. 5 秒、東経 130 度 35 分 21. 3 秒
- イ 北緯 32 度 30 分 10 秒、東経 130 度 35 分 20. 5 秒
- ウ 北緯 32 度 30 分 8. 1 秒、東経 130 度 35 分 25. 8 秒
- エ 北緯 32 度 30 分 9. 6 秒、東経 130 度 35 分 26. 6 秒
- 2 地元地区 八代市塩屋町、新開町、建馬町、築添町、八幡町、本町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 河川管理者又は港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年 5 月 31 日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 火区第 232 号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鼠蔵町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点火第 46 号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
- 基点 2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
- ア 基点 2 と基点 1 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 142 度・710 メートルのところ
- イ 基点 2 から真方位 221 度 49 分 4. 5 秒・718. 2 メートルのところ
- ウ 基点 1 から真方位 269 度 52 分 19. 9 秒・1, 113. 1 メートルのところ
- エ 基点 1 から真方位 271 度 52 分 16. 2 秒・1, 131. 1 メートルのところ
- 2 地元地区 八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年 5 月 31 日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 火区第 233 号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 八代市高植本町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点火第 46 号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
- 基点 2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
- ア 基点 2 と基点 1 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 48 度・150 メートルのところ
- イ 基点 2 と基点 1 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 49 度 45 分・190 メートルのところ
- ウ 基点 2 と基点 1 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度・275 メートルのところ
- エ 基点 2 と基点 1 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 2 度・607 メートルのところ

- オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ3度・970メートルのところ
- カ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ0度30分・970メートルのところ
- キ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ358度30分・603メートルのところ
- ク 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ13度45分・255メートルのところ
- 2 地元地区 八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第234号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 八代市水島町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）  
 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ  
 ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ146度45分・3,100メートルのところ  
 イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,963メートルのところ  
 ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ  
 エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ  
 オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,300メートルのところ
- 2 地元地区 八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第235号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
  - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 八代市高植本町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）  
 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ  
 ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ  
 イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ  
 ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ  
 エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ
- 2 地元地区 八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第241号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 こんぶ・わかめ養殖業
  - (2) 漁業の時期 10月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）
    - ア 基点1から真方位237度50分21秒・83.5メートルのところ
    - イ 基点1から真方位247度24分7.7秒・130.5メートルのところ
    - ウ 基点1から真方位201度20分13.6秒・266.5メートルのところ
    - エ 基点1から真方位191度0分7.8秒・247メートルのところ
- 2 地元地区 水俣市
- 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第242号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 こんぶ・わかめ養殖業
  - (2) 漁業の時期 10月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度11分41.4秒、東経130度21分54.5秒
    - イ 北緯32度11分40.9秒、東経130度21分55.1秒
    - ウ 北緯32度11分44.3秒、東経130度21分59.2秒
    - エ 北緯32度11分44.9秒、東経130度21分58.5秒
- 2 地元地区 水俣市
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第251号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
  - (2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市三角町三角浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点火第1号（宇城市三角町本村防波堤突端）
    - ア 基点1と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ31度20分・540メートルのところ
    - イ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ35度2分・44メートルのところ
    - ウ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ28度49分・431メートルのところ
    - エ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ26度・528メートルのところ
- 2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第252号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
  - (2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 宇城市三角町三角浦地先
  - (4) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点火第1号（宇城市三角町本村防波堤突端）
    - ア ウと基点1を見通した線からウを基点として右へ14度37分の線が陸岸と交わるところ
    - イ 宇城市三角町本村本島鼻西端
    - ウ 宇城市三角町三角浦三角西港船溜まり南側防波堤南西角（基点1と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ19度30分・766.3メートルのところ）
- 2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第253号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町白瀬地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場の基点火第3号(宇城市三角町兜島山頂標柱)  
ア 基点1と上天草市大矢野町飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ335度・1, 180メートルのところ  
イ 基点1と飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ339度15分・1, 050メートルのところ  
ウ 基点1と飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1, 030メートルのところ  
エ 基点1と飛岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度30分・1, 165メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第261号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町赤崎地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度15分58.8秒、東経130度25分56.6秒  
イ 北緯32度15分57.9秒、東経130度25分55.3秒  
ウ 北緯32度15分57.3秒、東経130度25分56.4秒  
エ 北緯32度15分57.2秒、東経130度25分58.3秒  
オ 北緯32度15分53秒、東経130度25分58.3秒  
カ 北緯32度15分53秒、東経130度25分59.9秒  
キ 北緯32度15分57.9秒、東経130度25分59秒

2 地元地区 葦北郡津奈木町

漁場計画番号 火区第262号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町赤崎地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度15分58秒、東経130度26分1.8秒  
イ 北緯32度15分57.3秒、東経130度26分0.6秒  
ウ 北緯32度15分56.1秒、東経130度26分2.2秒  
エ 北緯32度15分57.2秒、東経130度26分4.9秒  
オ 北緯32度16分、東経130度26分4.7秒  
カ 北緯32度15分58.8秒、東経130度26分2.9秒  
キ 北緯32度15分58秒、東経130度26分3.7秒  
ク 北緯32度15分57.2秒、東経130度26分2.6秒

2 地元地区 葦北郡津奈木町

漁場計画番号 火区第263号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

域

ア 北緯 32 度 11 分 56.5 秒、東経 130 度 22 分 5.8 秒  
イ 北緯 32 度 11 分 53.7 秒、東経 130 度 22 分 4.6 秒  
ウ 北緯 32 度 11 分 53.6 秒、東経 130 度 22 分 5.5 秒  
エ 北緯 32 度 11 分 56 秒、東経 130 度 22 分 6.5 秒  
オ 北緯 32 度 11 分 57.6 秒、東経 130 度 22 分 9.7 秒  
カ 北緯 32 度 11 分 58.3 秒、東経 130 度 22 分 9.3 秒

2 地元地区 水俣市明神町  
3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではな

漁場計画番号 火区第 264 号

1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで  
(3) 漁場の位置 水俣市明神町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯 32 度 11 分 50.3 秒、東経 130 度 22 分 2.2 秒  
イ 北緯 32 度 11 分 49.6 秒、東経 130 度 22 分 2.8 秒  
ウ 北緯 32 度 11 分 50.3 秒、東経 130 度 22 分 3.6 秒  
エ 北緯 32 度 11 分 50.8 秒、東経 130 度 22 分 3.1 秒

2 地元地区 水俣市明神町  
3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではな

漁場計画番号 火区第 265 号

1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで  
(3) 漁場の位置 水俣市明神町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯 32 度 11 分 47.1 秒、東経 130 度 21 分 56 秒  
イ 北緯 32 度 11 分 46.4 秒、東経 130 度 21 分 56.8 秒  
ウ 北緯 32 度 11 分 47.1 秒、東経 130 度 21 分 57.7 秒  
エ 北緯 32 度 11 分 47.6 秒、東経 130 度 21 分 57 秒

2 地元地区 水俣市明神町  
3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではな

漁場計画番号 火区第 266 号

1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで  
(3) 漁場の位置 水俣市明神町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯 32 度 11 分 42.8 秒、東経 130 度 21 分 52.6 秒  
イ 北緯 32 度 11 分 42.3 秒、東経 130 度 21 分 53.1 秒  
ウ 北緯 32 度 11 分 42.9 秒、東経 130 度 21 分 54 秒  
エ 北緯 32 度 11 分 43.4 秒、東経 130 度 21 分 53.5 秒

2 地元地区 水俣市明神町  
3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではな

漁場計画番号 火区第 267 号

1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業  
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで  
(3) 漁場の位置 水俣市明神町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯 32 度 11 分 45.7 秒、東経 130 度 21 分 44.5 秒  
イ 北緯 32 度 11 分 44.9 秒、東経 130 度 21 分 43.9 秒  
ウ 北緯 32 度 11 分 43.1 秒、東経 130 度 21 分 47.6 秒  
エ 北緯 32 度 11 分 43.8 秒、東経 130 度 21 分 47.9 秒

2 地元地区 水俣市明神町

漁場計画番号 火区第 301 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町大矢地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第102号（葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱）  
 ア イからオを見通した線上、イから45メートルのところ  
 イ 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度30分・590メートルのところ  
 ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ0度45分・730メートルのところ  
 エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・710メートルのところ  
 オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ
- 2 地元地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 火区第311号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）  
 ア 基点1から真方位289度18分3.9秒・31.4メートルのところ  
 イ 基点1から真方位291度46分56.1秒・71.3メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位193度51分32.3秒・177.3メートルのところ  
 エ 基点1から真方位181度47分1.3秒・188.3メートルのところ
- 2 地元地区 水俣市  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 火区第321号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かきひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分54秒、東経130度28分49秒  
 イ 北緯32度35分53.2秒、東経130度28分49.1秒  
 ウ 北緯32度35分53.3秒、東経130度28分54.1秒  
 エ 北緯32度35分54.1秒、東経130度28分54秒
- 2 地元地区 宇城市三角町  
 3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 火区第322号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かきひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分42.7秒  
 イ 北緯32度35分7.2秒、東経130度34分41.3秒  
 ウ 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分39.9秒  
 エ 北緯32度35分5秒、東経130度34分41.3秒
- 2 地元地区 八代市鏡町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 火区第323号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かきひび建養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市袋地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度10分52.4秒、東経130度22分22.2秒  
 イ 北緯32度10分51.8秒、東経130度22分22秒  
 ウ 北緯32度10分51.7秒、東経130度22分22.3秒  
 エ 北緯32度10分52.3秒、東経130度22分22.6秒
- 2 地元地区 水俣市袋町  
 3 制限又は条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第331号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分41.6秒、東経130度28分38.2秒  
 イ 北緯32度35分37.4秒、東経130度28分41.9秒  
 ウ 北緯32度35分40.5秒、東経130度28分46.9秒  
 エ 北緯32度35分44.7秒、東経130度28分43.1秒
- 2 地元地区 宇城市三角町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第332号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分13.5秒、東経130度30分20秒  
 イ 北緯32度35分4.7秒、東経130度30分31.3秒  
 ウ 北緯32度35分19.1秒、東経130度30分46.9秒  
 エ 北緯32度35分27.8秒、東経130度30分35.6秒
- 2 地元地区 宇城市三角町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第333号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度34分46.1秒、東経130度33分30.1秒  
 イ 北緯32度34分39.9秒、東経130度33分39.9秒  
 ウ 北緯32度35分4.9秒、東経130度34分1.9秒  
 エ 北緯32度35分11.1秒、東経130度33分52秒
- 2 地元地区 八代市鏡町  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第334号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度17分17.3秒、東経130度27分50.7秒  
 イ 北緯32度17分11.4秒、東経130度27分52.9秒  
 ウ 北緯32度17分11秒、東経130度27分57.5秒  
 エ 北緯32度17分18.4秒、東経130度27分54.7秒
- 2 地元地区 葦北郡芦北町女島及び計石  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第335号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度17分5.9秒、東経130度27分44.2秒
  - イ 北緯32度17分3秒、東経130度27分45.9秒
  - ウ 北緯32度17分3.7秒、東経130度27分47.6秒
  - エ 北緯32度17分6.6秒、東経130度27分45.9秒

2 地元地区 葦北郡津奈木町福浦

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第336号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度16分50秒、東経130度26分59.9秒
  - イ 北緯32度16分47.5秒、東経130度27分2.3秒
  - ウ 北緯32度16分48.5秒、東経130度27分3.8秒
  - エ 北緯32度16分51秒、東経130度27分1.4秒

2 地元地区 葦北郡津奈木町合串

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第337号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町大泊地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度14分30.7秒、東経130度25分45.8秒
  - イ 北緯32度14分27.9秒、東経130度25分47.7秒
  - ウ 北緯32度14分28.7秒、東経130度25分49.4秒
  - エ 北緯32度14分31.5秒、東経130度25分47.4秒

2 地元地区 葦北郡津奈木町大泊

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第338号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町大泊地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度14分26.7秒、東経130度25分53.4秒
  - イ 北緯32度14分25.2秒、東経130度25分54.3秒
  - ウ 北緯32度14分25.9秒、東経130度25分56秒
  - エ 北緯32度14分27.4秒、東経130度25分55.2秒

2 地元地区 葦北郡津奈木町大泊

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第339号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯 32 度 14 分 0.6 秒、東経 130 度 24 分 30.7 秒  
 イ 北緯 32 度 14 分 0.5 秒、東経 130 度 24 分 29.4 秒  
 ウ 北緯 32 度 13 分 55.6 秒、東経 130 度 24 分 29.9 秒  
 エ 北緯 32 度 13 分 55.7 秒、東経 130 度 24 分 31.2 秒
- 2 地元地区 水俣市大迫及び浜  
 3 制限又は条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第 340 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 11 分 52.4 秒、東経 130 度 22 分 7 秒  
 イ 北緯 32 度 11 分 51.1 秒、東経 130 度 22 分 9.7 秒  
 ウ 北緯 32 度 11 分 55.4 秒、東経 130 度 22 分 12.5 秒  
 エ 北緯 32 度 11 分 56.7 秒、東経 130 度 22 分 9.8 秒
- 2 地元地区 水俣市明神町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 火区第 341 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 11 分 42 秒、東経 130 度 21 分 53.8 秒  
 イ 北緯 32 度 11 分 41.4 秒、東経 130 度 21 分 54.5 秒  
 ウ 北緯 32 度 11 分 44.9 秒、東経 130 度 21 分 58.5 秒  
 エ 北緯 32 度 11 分 45.4 秒、東経 130 度 21 分 57.8 秒
- 2 地元地区 水俣市明神町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 火区第 342 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市袋地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 10 分 51.7 秒、東経 130 度 22 分 23.1 秒  
 イ 北緯 32 度 10 分 49.7 秒、東経 130 度 22 分 25 秒  
 ウ 北緯 32 度 10 分 52.7 秒、東経 130 度 22 分 29.5 秒  
 エ 北緯 32 度 10 分 54.7 秒、東経 130 度 22 分 27.6 秒
- 2 地元地区 水俣市袋町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 火区第 343 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 水俣市袋地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 10 分 54.5 秒、東経 130 度 22 分 33.7 秒  
 イ 北緯 32 度 10 分 51.4 秒、東経 130 度 22 分 32.3 秒  
 ウ 北緯 32 度 10 分 50.9 秒、東経 130 度 22 分 34.1 秒  
 エ 北緯 32 度 10 分 53.9 秒、東経 130 度 22 分 35.5 秒
- 2 地元地区 水俣市袋町  
 3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。